

令和6年度も試行を継続します

※評価内容が「別表1」のとおりとなります

三重県伊勢建設事務所が発注する建設工事において、受注工事高を評価する工事を試行

1. 目的

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など、重要な役割を担っています。これら地域を支える建設企業の受注機会の確保と工事量の平準化を図るため、総合評価方式において受注工事高を評価する工事を試行します。

2. 対象工事及び試行内容

(1) 対象工事

発注業種：土木一式工事

予定価格：5千万円以上7千万円未満

入札方式：一般競争入札

落札方式：総合評価方式（簡易型B）

(2) 試行内容

総合評価方式（簡易型B）の評価項目を以下のとおり変更して試行します。

○受注工事高

当該年度の三重県発注の契約金額5百万円以上の土木一式工事の契約金額の合計により評価します。

別表 1

令和5年度

大項目	中項目	小項目	評価基準	配点	評価内容等
企業の技術力等	受注工事高	1企業あたりの当該年度の三重県発注の契約金額500万円以上の土木一式工事の契約金額	5千万円未満の場合	5	<p>受注工事高の合計により評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注工事高は、<u>6月1日以降から当該工事の入札公告日までに契約した三重県発注の当初契約金額500万円以上の土木一式工事</u>を評価の対象とします。 小規模、雪氷、地域維持型維持修繕等の業務委託は、評価の対象としません。 共同企業体で受注した工事が対象工事である場合、当初契約金額は出資比率を乗じた金額とします。(単独工事の場合は、100%)
			5千万円以上の場合	0	

令和6年度以降

大項目	中項目	小項目	評価基準	配点	評価内容等
企業の技術力等	受注工事高	1企業あたりの当該年度の三重県発注の契約金額500万円以上の土木一式工事の契約金額	5千万円未満の場合	5	<p>受注工事高の合計により評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注工事高は、<u>当初契約工期が当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までの期間を一部でも含む</u>三重県発注の当初契約金額500万円以上の土木一式工事を評価の対象とします。 小規模、雪氷、地域維持型維持修繕等の業務委託は、評価の対象としません。 共同企業体で受注した工事が対象工事である場合、当初契約金額は出資比率を乗じた金額とします。(単独工事の場合は、100%)
			5千万円以上の場合	0	